

distinction, supériorité, préférence, excellence 等と譯し、且つ多分梵語であらうといひ、シユニットは die Auszeichnung, Auswählung, Würdigachtung 等と譯して居る。たゞ聖旨碑には常にこれを福蔭と對せしめて居ること、例へばシャブ
ンヌ氏前記論文に附した圖版第二十四條第二行に見ゆるが如くであり、明代の韃靼館來文にも常に洪福と譯してある。こ
にはこれによつて福蔭の譯を施して置く。

⑳ シャブンヌ氏前記論文附載圖版第十九參照。

㉑ Pelliot, Les mongols et la papauté. Revue de l'orient chrétien. III Série, T. III (XXIII), 1 et 2 (1922-23) pp. 3-30.

㉒ 滿鮮地理歴史研究報告第參所載、元代社會の三階級、第四三六頁。

㉓ 同上第四六六頁。

㉔ 元史卷百四十六耶律楚材傳に、太宗の時「近臣別迭等言。漢人無補於國。可悉空其人以爲牧地」といふたのを、楚材の議により新たに税法を定めたことが見えて居る。また元史世祖本紀、中統四年七月壬寅の條には、「詔阿珠。戒蒙古軍。不得以民田爲牧地」と見える。當時蒙古人等が民田を牧地とするものゝあつたことは疑ふべきでない。

㉕ 元史卷百八十耶律希亮傳、至元十四年の條下に、「帝駐蹕察納兒台之地。希亮至奏對畢。董文用問大都近事。希亮曰。囹圄多囚耳。世祖方欹枕而臥。忽寤問其故。希亮奉曰。近奉旨漢人盜鈔六文者殺。以是囚多。帝驚問孰傳此語。省臣曰。此旨實脫兒察所傳。脫兒察曰。陛下在南坡。以語蒙古兒童。帝曰。前言戲耳。曷嘗著爲令式云々。」

㉖ 黑韃事略に其居穹廬即氈帳とあるのに徐霆は疏を附して、「穹廬有二様。燕京之製用柳木爲骨」云々といふて居つて、燕京に氈帳住居の行はれたことを示して居るが、それはまだ元の朝廷の建てられる以前のことである。元になつてからも帳房を用ゐて居つたものがあると思はるゝ記事は、元史卷三百五哈麻傳に、至正九年監察御史斡勒海壽が哈麻の罪を列して彈劾した時、その大罪として「其大者則設帳房於御幄之後。無君臣之分」といふたことが見えて居り、また同書卷七十七祭祀志に、「凡后妃妊身。將及月辰。則居于外氈帳房。……及彌月復還內寢。其帳房則以頒賜近臣」。と見え、又「凡帝后有疾。